

議案第 4 4 号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 13 年 6 月 18 日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成 1 3 年 6 月 2 1 日 原案可決
三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例（平成 12 年三朝町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第1 （第 6 条関係） （1）～（26） 略 （27） <u>犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律</u> （昭和 55 年法律第 36 号）第 19 条に規定する証明 （28）及び（29） 略	別表第1 （第 6 条関係） （1）～（26） 略 （27） <u>犯罪被害者等給付金支給法</u> （昭和 55 年法律第 36 号）第 19 条に規定する証明 （28）及び（29） 略
別表第2 （第 6 条関係） （1）～（19） 略 （20） <u>犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律</u> 第 19 条に規定する証明 （21） 略	別表第2 （第 6 条関係） （1）～（19） 略 （20） <u>犯罪被害者等給付金支給法</u> 第 19 条に規定する証明 （21） 略

